

各指定管理者様

兵庫県教育長

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
県立体育施設の取扱いについて (通知)

7月30日に本県がまん延防止等重点措置実施区域に指定されたことから、8月2日よりまん延防止等重点措置を実施します。

このことを受けて、8月1日から8月31日までの県立体育施設の取扱いについては、下記のとおりとなります。

引き続き感染防止対策の徹底について、適切に対応願います。

記

1 営業時間の制限

神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市	※左記以外の地域
■8月1日(日) ・最大 20 時 30 分まで ■8月2日(月)～8月31日(火) ・最大 20 時まで	■8月1日(日) ・最大 21 時 30 分まで ■8月2日(月)～8月31日(火) ・最大 21 時まで

2 イベント開催の場合の制限 (県内全域)

区分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	■8月1日(日) 5,000人以下 又は収容定員の50%以内 ($\leq 10,000$ 人)のいずれか大きい方 ■8月2日(月)～8月31日(火) 5,000人以下
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内	

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

- ・開催時間は最大 21 時まで
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底